

# 「保育を止めない！」ための 保育人材ネットワーク制度構築事業について

保育事業を実施するうえで人材の確保は不可欠であるので、今日的課題を整理し、将来を見据えた人材確保の方針を検討する

## 現状

感染症や災害により、保育士不足のため、保育体制をとることができないことを理由とした休園や病気回復期にある児童の受け入れ先がない

## 課題

（これまで児童の受け入れが困難であったケース）

- ・感染症の流行
- ・大雪や災害による交通障害
- ・大型連休（令和元年度の10連休）
- ・経験のある保育士の退職 など

市内の公立保育園、法人立保育園、ファミリーサポートセンター、地域子育て支援拠点などの保育従事者によるネットワークを構築し、市全体のさまざまな子育て資源を活用し、保育を止めない体制を検討する。

# 「保育を止めない！」ための 保育人材ネットワーク制度構築事業について

## ★新型コロナウイルス感染症の流行

### 【保育体制をとり、児童の受け入れ】

・休園期間中において・・・

公民館、児童センターなどの代替保育も考えたが、施設の利用者に感染する恐れがあるため行わず、休園の保育園で消毒を終えた保育室を使用して保育を行った。

・保育者が数人陽性となった時・・・

保育士が復帰し、保育体制が整うまで、家庭で保育が可能な方は登園自粛要請を出し、家庭の協力を得ながら、保育の必要な方を受け入れた。

・保育者が濃厚接触者であった時・・・

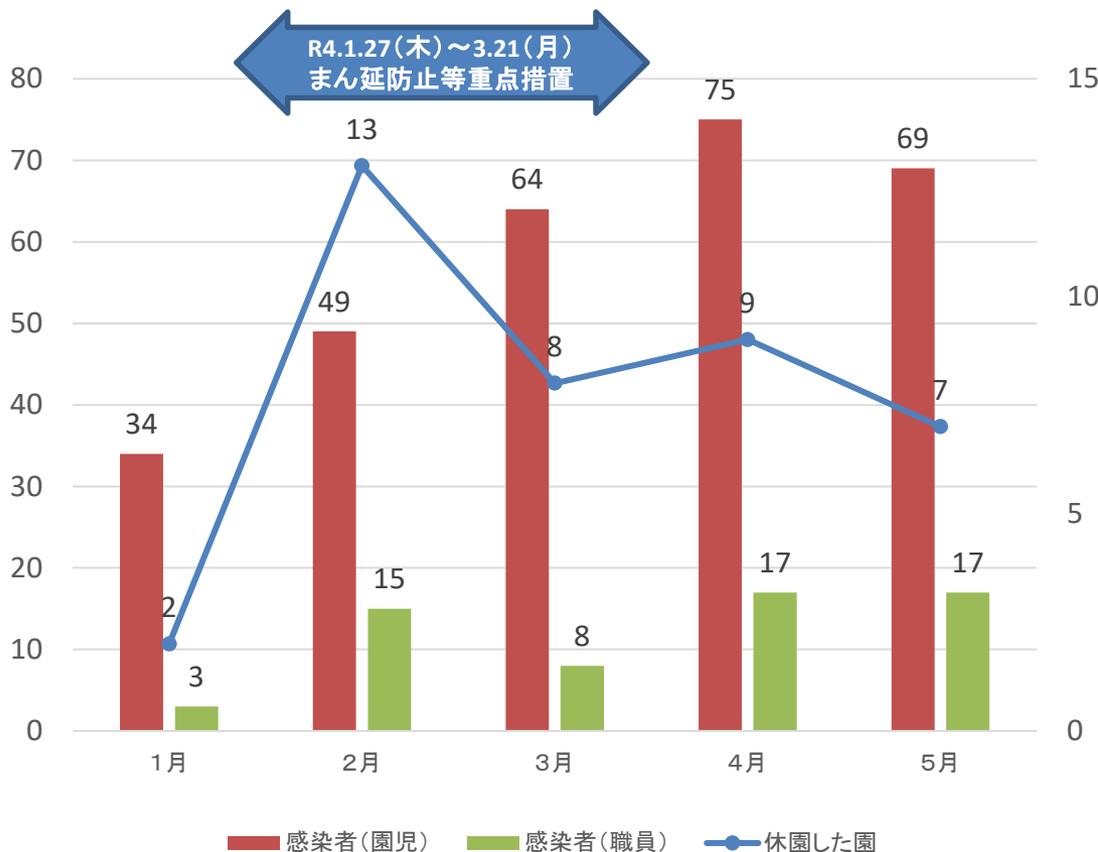
4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から解除が可能となり、勤務にあたった。



# 「保育を止めない！」ための 保育人材ネットワーク制度構築事業について

## ★新型コロナウイルス感染症の流行

・オミクロン株の感染拡大(園児・職員の感染者数が増加)



園児・職員が陽性者となった場合

**全面休園**  
感染可能期間(陽性者の症状があった2日前)に接触があった場合、最終登園日の翌日から5日間を基準に休園(期間中の感染状況を見ながら期間・範囲を検討)

↓ クラスごとの活動 (感染拡大を防ぐため)

**一部クラス閉鎖**  
状況を聞き取り、接触があった範囲を判断し最終登園日の翌日から3日間を基準に休園